

# 今後の港湾環境政策の基本的な方向 について(事務局案)

—説明資料—

## 第4章 具体的方策

第2章の理念のもと、第3章の基本的な方向に沿って重点的に推進  
実施における配慮事項

- 重点化、効率化

- 科学的なデータ等に基づく検討や重点化
- 費用対効果の適切な評価
- アウトカム指標など施策の目的の明確化

- 国と地方の役割分担

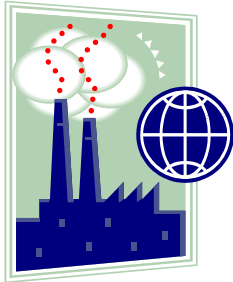
### 地域

- 地域に限定される環境問題

### 国

- 広域の課題（地球規模、国際、湾域・海域、複数港湾など）
- 制度や枠組み作り
- 基礎的なデータの蓄積・公表、技術開発
- 先導的な取り組みの支援

# 劣化・喪失した自然環境の再生・創出 (施策1)(1)



戦後の経済発展の過程における港湾開発



水質の悪化、自然海岸・浅場の消失



## 干潟や海浜等の再生

- ・干潟や海浜等の再生・創出を実施するため、直近の航路浚渫土砂だけでなく、港湾間、直轄・補助間、他事業の連携、リサイクル材の活用などを有効活用

## 深堀跡の埋戻し

- ・青潮等の原因となっている深堀跡(埋立等用に海底土砂採取によりできた平均海底より深くなっている箇所)の埋戻しが緊急の課題
- ・リサイクル材の有効活用等

## ゴミ・油回収等による水質の改善

- ・一般海域において行っているゴミ・油回収において、水質改善を同時に実施
- ・あわせて環境データの収集、解析の実施

## 底質の改善

- ・ダイオキシン類等による汚染底質の改善について、規模や技術等の観点から費用分担等について検討

# 市民のにぎわいの場となる美しいみなとの実現(施策1)(2)

## 良好な港湾景観の形成

港湾計画の策定段階から景観への配慮  
施設配置転換など人が来やすく美しいと  
感じる港湾へ

- ・景観アセスメントの実施
- ・景観ガイドラインの作成
- ・港湾遺産の活用
- ・港湾計画での良好な景観を形成する区域の設定
- ・技術基準への景観配慮事項の記述

## 水際線の市民への開放

- ・みなとの景観を楽しむことができるように水際線を開放
- ・緑地、プロムナード、マリーナ、レストラン等の有機的な配置
- ・アクセスの向上

## 緑地整備における水域の活用

- ・緑地前面の水域の水質改善
- ・水面の取り込み

## ゴミ、自動車等の投棄対策



- ・埠頭の再編等による市民の誘導
- ・ゴミ、自動車等の放置実態の把握
- ・処理における課題の整理、対応方策の検討

## 放置艇対策

- ・係留施設の整備
- ・水域の有効活用による係留水域の確保
- ・係留保管義務化に向けた検討

# 環境整備財源の多様化

(施策1)(3)

## 民間事業者の施設等の利用転換の促進

- パブリックアクセスの推進
- 遊休地の自然再生への活用・転用

## 民間事業者等の資金の活用

- 既存制度の活用(環境整備負担金等)
- 政策誘導手段としての仕組みの検討

## 緑地への収益施設の導入

- 収益施設の導入推進による維持管理費等の捻出

## 整備や管理への多様な主体の参加

- 市町村や市民等の積極的な参加を誘導する手法の検討

# 地球温暖化対策及び大気汚染対策 (施策2)(1)

## 港湾活動における排出ガス対策

### 接岸中船舶の アイドリングストップ

- ・接岸中船舶への陸上電力供給施設による効果の検証

### 埠頭内における対策

- ・荷役施設等(オフロード車)のエネルギー効率化対策の検討



### 石油類等積出港湾の VOC対策

- ・VOC放出規制港湾の指定
- ・排出ガス処理施設の港湾計画への位置づけ
- ・適切な整備の促進

## 物流の効率化による環境負荷軽減

- ・港湾においてグリーン物流を実現するためのインセンティブの創設
- ・環境負荷の少ない総合的な交通体系の実現に向けたフェリーターミナルや道路等の整備の推進

## 二酸化炭素の吸収源対策、ヒートアイランド対策

- ・緑地(森林)の整備、干潟や珊瑚礁の再生
- ・遊休地の緑化、水面の取り込み

## 自然エネルギーの積極的な導入

- ・自然エネルギーの導入を推進していくためのガイドラインや技術開発等の検討

## ● リサイクルポートの形成

- 施設整備の促進(環境対策、保管施設等)
- 国際静脈物流ネットワークの構築



## ● 効率的な静脈物流の構築

- 循環資源追跡情報システム
- 優良な民間事業者に対する手続きの簡素化

## ● 廃棄物海面処分場の延命化、早期安定化

- 処分場の延命化
- 地盤の安定の促進
- 保有水の処理

# 防災への貢献

(施策2)(3)

通常時は

市民や港湾労働者等の環境整備  
施設、環境教育施設としての機能



災害発生時は

広域的な防災拠点としての機能

緑地・広場



救援物資置き場、仮設住宅、廃材  
やガレキの一時集積  
ヘリコプターの離着陸場

海浜、干潟など



小型舟艇のアクセス  
波浪等の低減

見晴台



一時避難所となる高場

- 基幹的広域防災拠点の整備について国の積極的な関与が必要
- 災害時を想定した適切な維持管理が重要であり、国の関与のあり方についての検討が必要
- ガレキ等の処分場確保の検討



# 環境施策の実施手法の見直し・充実

(施策3)

沿岸域の総合的な環境保全

閉鎖性海域の水質の改善、外洋沿岸域の土砂管理のための様々な機関等との連携の強化、制度体制の構築に向けた検討

複数港湾の連携

閉鎖性海域にある複数の港湾の連携や役割分担の考え方を明示し、各港湾の環境施策の指針とする

港湾計画

港湾計画において環境保全の目標や整備の方針などの記述を充実。自然環境再生・創出区域の指定なども追加

設計

港湾の施設の技術上の基準に「環境の保全への配慮」を追加

調査

海洋環境の定常的な把握、データベースの構築

施工

順応的管理の標準化、事後モニタリングの促進

利用

環境教育の推進、活動の場の提供、NPO等のネットワーク化  
地域の協議会等による施設の利活用等検討